



旭川市役所の開庁（窓口・電話受付） 時間の変更について

旭川市役所の開庁（窓口・電話受付）時間の変更について



窓口

受付時間の短縮内容（予定）

電話

窓口・電話受付時間

午前 **9** 時から午後 **5** 時まで

☎各課への直通電話は、開庁時間以外は基本、繋がりません。

開始時期

令和 8 年 **1 1 月 2 日（月）** から

☎代表電話から各課への転送も同様です。

対象窓口

総合庁舎、第 2 庁舎、支所、水道局 など

※図書館、公民館など、条例や規則で開館（所）時間が定められている施設は除きます。

☎緊急の場合は、代表電話（宿日直等）で対応します。

【お問合せ】

- 総務部人事課 TEL 2 5 - 5 4 4 5
- 行財政改革部行政 D X 課 TEL 2 5 - 6 2 0 5

※毎週木曜日に実施している市民課窓口の開設時間延長（午後 7 時まで）は今後も継続します。

※対象施設は今後、市ホームページに掲載します。

【担当】総務部人事課・行財政改革部行政 D X 課



旭川市役所の開庁（窓口・電話受付）時間の変更について



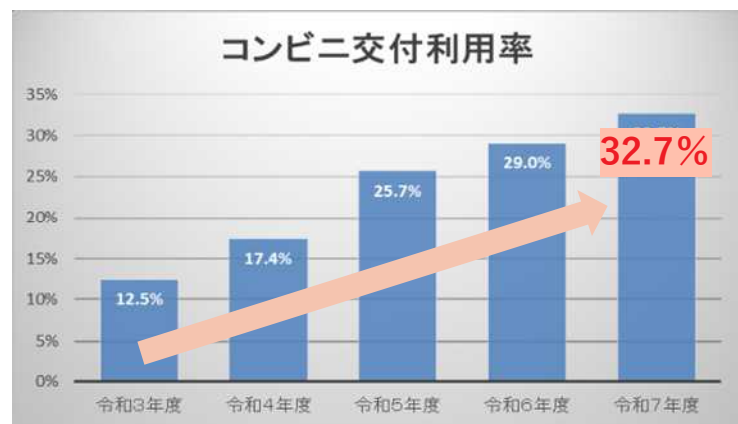
窓口 と 電話 の受付時間を変更します

背景

現在の開庁時間＝職員の勤務時間



- 窓口準備や後処理などに時間外勤務が生じている
- 令和7年度はコンビニ交付が **3割以上** まで増加



※コンビニ交付のうち、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍附票の写し及び戸籍（個人・全部）事項証明書における交付状況

【担当】 総務部人事課・行財政改革部行政DX課

目指すべき旭川市役所の姿

- ☑ **業務改善と市民サービスの質の向上**
短縮で確保した時間を窓口等の業務改善に活用
- ☑ **対面によらない手続と業務効率化の促進**
対面必須サービスとの分化を進め手続等時間を短縮
- ☑ **適切な労務管理の実施**
窓口等の準備や後処理に係る恒常的な時間外勤務削減



事務効率化による市民サービスの更なる質の向上へ！